

SAMSONITE INTERNATIONAL S.A .

海外腐敗行為防止方針

はじめに

Samsonite International S.A.およびその部門、子会社、合弁事業、ならびに関連会社の各々（総称して「サムソナイト社」または「当社」と呼ぶ）は、法律上および倫理上最高の基準に従ってすべての業務を行うことに取り組んでいます。当社は当社のために活動するすべての人にこの取り組みを支えることを要求します。贈収賄に関係する問題においてこの取り組みに役立つよう、当社は、以下の海外腐敗行為防止方針（「本方針」）を策定・導入しました。

方針

当社の方針は、当社関係者（以下「当社関係者」と呼ぶ。定義は以下参照）がすべての適用可能な腐敗行為防止法、米国海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」と呼ぶ）、英国贈収賄防止法、および当社関係者が業務を行う諸国で効力のあるその他の腐敗行為防止法を完全に順守して活動を行うことを義務付けています。この義務を怠ると、当社名誉とビジネスの成功との両方を危険にさらし、当社と個人の両方が民事・刑事上の責任に問われる可能性があります。違反の防止には一貫した倫理的な行為を維持する必要があります。つまり、**公務員の職務を利用した不正行為に対して報酬を与えたり、取引上の不正な便宜を得たりするために、有価物の要求・受領・供与・提供申出に該当する行為は避けなければなりません。**以下のページに、FCPA および英国贈収賄防止法を含むすべての適用可能な腐敗行為防止法を順守して業務を行うための、当社の要件を説明してあります。

本方針は誰に適用されますか？

本方針は、当社のために活動するすべての取締役、役員、社員、代理人、代表者、およびその他の関係者（総称して以下「当社関係者」と呼ぶ）に適用されます。

本方針はどのような取引またはその他の交流に適用されますか？

本方針は、a) 政府の省庁・機関、政党、公職候補者、完全または部分的国有事業および当該事業の社員を含む、公務員、政府の代理人、または代行者（総称して以下「政府官僚」と呼ぶ）が関与する、または (b) ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ諸島を含むがこれらに限定されない海外領を含む英国（以下「英国」）に関係する、すべての交流または取引に適用されます。

本方針の要件に加えて、当社の『行動規範』は、行為が政府官僚や英国に関係するか否かに関わらず、当社関係者が賄賂・不法なリベートやキックバックの提供申出・勧誘・受諾を行うことを禁じていることに留意してください。当社関係者は、『行動規範』の要件のみならず、本方針を順守する義務があります。

### 本方針の適用についての質問はどこにすればよいですか？

本方針の要件または適用法に関する質問は、地域の当社法務部または当社法務顧問に相談してください。

### 本方針における私の義務は何ですか？

当社関係者は、取引の獲得・継続や取引上の便宜の獲得のために当社に協力させる目的で、政府官僚に限らず、第三者との間で、直接的または間接的に有価物や支払の要求・受領・供与や、供与の申出・約束を行ってはなりません。

本方針に違反する不正な支払やその他の行為を要請・要求された場合、直ちに、それを断り、当社法務顧問に報告しなければなりません。また、当社の『行動規範』に記載されている Business Ethics Reporting Line (企業倫理報告ライン) またはウェブサイトを通じて匿名で違反もしくは違反疑惑を報告することもできます。当社の厳格な方針として、腐敗行為防止法または本方針の違反または違反疑惑を善意で報告する者に対して雇用上の不利な措置を取ることはありません。

### 贈答品、歓待、接待、またはその他の有価物に対して本方針はどのように適用されますか？

本方針は、特に特定の諸国において、当社関係者がビジネス上の礼儀や地域の習慣として取引相手に適度な贈答品を贈ることが、礼儀あるビジネス行為に関与する場合があることを認識しています。同様に、歓待や接待は、不正な意図なしに友好関係を強化するために使用されることがあります。したがって、以下のルールが贈答品、歓待、接待に適用されます。

### 贈答品

#### **当社関係者が提供する贈答品**

政府官僚および英国に関係する交流や取引のすべてに、贈答品に関する以下の一般的なガイドラインが適用されます。

- 現金または現金等価の贈答品は禁止されています。
- 贈答品の価値は妥当なものでなければなりません。
- 贈答品は地域の法律で許可されているものでなければなりません。
- 贈答品は、提供者の知る限り、贈られる側の会社のガイドラインや方針(ある場合)で許可されているものでなければなりません。
- 贈答品は公に完全な透明性を持って提供しなければなりません。

- 贈答品は、敬意の印、礼儀、または歓待のお礼として提供するものでなければならず、地域の習慣に沿ったものであるべきです。

### **当社関係者が受け取る贈答品**

ビジネスを行う当事者または当社の競合者から受け取った贈答品の価値が 250 米ドル (または現地通貨で同じ価値) を超える場合はすべて、直属の上司の他に、地域の法務部か当社法務顧問のいずれかに報告しなければなりません。

### **歓待と接待**

贈答品提供についての上記の制限事項は、当社の個人が、たまの食事、スポーツイベント、演劇、同等の娯楽イベントなどに顧客、見込み客、またはその他の取引関係者を接待する際に、当社関係者が「通常かつ普通の接待」への参加を妨げるものではありません。当該イベントを主催する当社の個人はそのイベントに出席しなければなりません。同様に、贈答品を受領する際の制限事項は、当社関係者が「通常かつ普通の接待」を受けられなくするものではありません。いかなる場合も、適切性の問題が生じるほど、接待の頻度が過剰であったりその内容が豪華すぎたりしてはなりません。

### **歓待と接待を提供する際の一般的なガイドライン**

- 接待費の価値はすべて妥当なものでなければなりません。この接待費には、単一の官僚や事業体のために支払う個々の費用と一連の費用との両方が含まれます。接待は、豪華であったり、その場に相応しくなかったりしてはなりません。
- 接待費は地域の法律で許可されている範囲のものでなければなりません。
- 接待費は、提供者の知る限り、受ける側の会社のガイドラインや方針 (ある場合) で許可されている範囲のものでなければなりません。
- 接待費は地域の習慣や慣行に即したものでなければなりません。
- 可能な場合、接待費は当社がサービス提供者に直接支払うべきであり、たとえば、払い戻しをすとして、政府官僚を介して支払ったり、政府官僚に直接支払ったりすべきではありません。
- 接待費は不適切と見られないようなものでなければなりません。
- 当社関係者が参加しない場合や当社が政府官僚のために旅行に関する費用を支払う場合の、歓待または取引に関する接待は、「贈答品」と考慮され、本方針に規定される贈答品のルールおよび要件の対象となります。

### **接待旅行の提供または受領についての一般的なガイドライン**

当社関係者（または受領者）が勤務する都市圏外への旅行が関与し、かつ 1,000 米国ドルまたは現地為替で同等の価値のある接待を受領または申し出る場合、前項を制限することなく、直属の上司から事前に同意を得なければなりません。

### **政府官僚の接待についての一般的なガイドライン**

一般的なガイドラインに従い、すべての当社関係者は、歓待・接待や旅行・宿泊を政府官僚に提供する場合、事前に、地域の法務部または当社法務顧問に相談しなければなりません。

## **製品サンプル**

### **政府官僚または政府顧客へのサンプル提供についての一般的なガイドライン**

当社は、商業的環境において有価物である種々の製品を製造・販売しています。時々、当社は、検討・評価やその他の目的のために、見込み客のために製品サンプルを製造することがあります。外国政府関連機関や政府官僚からサンプルを要請されたり、それらの者にサンプルを提供したりする場合、当社によって雇用されている当社関係者および第三者（以下の定義参照）は注意が必要です。サンプルを私用品として政府官僚に直接提供するべきではありません。政府官僚の私用のために提供する当社製品は贈答品と考えるべきで、そのような贈答品の供与については贈答品に対して適用される本方針の諸条項を順守しなければなりません。以下のガイドラインの各々が該当する場合に限り、政府官僚にサンプルを提供してください。

- サンプルの提供は当社の通常の業務の過程におけるものでなければならない。
- サンプルの提供は、当社から対象製品を購入するかどうかを政府官僚が評価するために合理的に必要であるか、または政府官僚が公務（たとえば、税関職員または取締機関の職員が当社製品の本物と偽物を識別する際に役立てるためなど）を遂行するために合理的に必要である。
- サンプルは、私用のために個人や政府官僚に提供するのではなく、事業体（政府系事業や政府機関）に提供しなければならない。
- サンプルの提供は適用法で許可されていなければならない。
- サンプルの提供は当社の帳簿書類に正確かつ公正に記録しなければならない。

## **インターンシップ / 雇用**

時々、当社では、顧客や政府官僚の親戚が当社でのインターンシップや雇用を求めることに遭遇することがあります。

当社の方針は次の通りです。(1) 当社関係者は、顧客や政府官僚の取引対応に影響を与える目的のために、顧客や政府官僚の親戚にインターンシップや雇用を提供してはなりません。(2) 当社関係者が顧客や政府官僚からその親戚を雇用するよう要請された場合、当該当社関係者は、直ちに地域の法務部または当社法務顧問に連絡し、助言を求めなければなりません。(3) 通常の過程において、インターンシップや雇用について考慮中の候補者が顧客や政府官僚の親戚であると判明した場合、地域の法務部か当社法務顧問のいずれかに候補者の家族（または家族が雇用されている事業体もしくは家族が関連している事業体）と当社との関係について通知しなければなりません。(4) インターンシップや雇用の候補者が顧客や政府官僚の親戚であり、かつそのポジションを埋めるために通常の過程の枠外で当該候補者が評価されていると判明した場合、当該のインターンシップや雇用は地域の法務部または当社法務顧問によって事前に承認されなければなりません。

## 寄付

法執行当局は、腐敗行為防止法の目的において、政府官僚と関連したり、政府官僚によって特定されたりする慈善団体への寄付が、当該官僚に対する便宜をもたらすという立場を取ってきました。したがって、会社の商業活動への決定力や影響力を持つ政府官僚・個人・事業体が重要な役割（たとえば、取締役や理事など）を果たしている組織への寄付は、腐敗行為防止法および本方針上の問題を生じる可能性があります。しかし、単に政府官僚が関与しているからといって、寄付してはならないことを必ずしも意味する訳ではありません。この意味することは、適切な法的な順守・見直しおよび承認を事前に得る必要があるということです。

当社または当社社員は、当社の商業活動への決定力や影響力を持つ政府官僚・個人・事業体がかなりの支援または周知の支援をしている慈善団体に寄付する場合、地域の法務部または当社法務顧問から事前に承認を得る必要があります。

寄付は、人道的な貢献、文化・教育機関への支援など、正当な慈善目的のために限り承認されます。地域社会内の当社に対する全般的な信用を築く目的で寄付することは適切である場合があります。しかし、寄付の目的が決定に不適切な影響を与えるためである場合は、その金額に関係なく、絶対に許されません。

## 政治献金

政治献金に関する当社の方針は当社の『行動規範』で規定されています。

## コンサルタントと第三者のデューデリジェンス

腐敗行為防止法の順守に対する当社の徹底した取り組みは、当社の代理人・コンサルタント・代表者・その他の関係者（総称して以下「第三者」と呼ぶ）が、当社の代わりに、政府官僚との交流や取引または英国に関係する交流や取引に関与する場合、第三者の活動にも適用されます。当社関係者は、本方針または適用可能な腐敗行為防止法の違反になるような第三者が関与するあらゆる状況を慎重に回避してください。代理人の違法行為や不正行為は、当社および当

社社員に深刻かつ有害な結果をまねくことがあるため、当社は第三者が本方針の原則およびすべての適用法を順守することを義務付けています。

当社は多種多様な第三者と取引しているため、当社は、第三者と取引を始める前に、必要なレベルのデューデリジェンスおよび評価に対し、リスクに基づくアプローチを取っています。第三者に対するデューデリジェンスの実施についての不明な点は、地域の法務部または当社法務顧問にお問い合わせください。

腐敗行為防止法に関するデューデリジェンスは、以下のカテゴリーの第三者との関係に必要です。

- 提供されるサービスの相当な部分が、政府機関または政府官僚（例、通関業者、(有名な国際的なサービス提供者以外の) 税務コンサルタント、政府助成金などの獲得に関するコンサルタント）との交流や直接的な関係を必要とする、第三者のサービス提供者とのすべての契約
- 政府機関または政府官僚への販売関係を確立する可能性のある販売代表人または販売業者とのすべての契約
- すべての新規合併事業の提携会社。

腐敗行為防止法に関するデューデリジェンスは、以下のカテゴリーの第三者との関係には通常必要ありません。

- 国際的に著名なサービス提供者（法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社、投資銀行など）との契約
- 政府官僚や政府機関との相当な取引が予期されない販売代表人または販売業者（つまり当社製品の購入・再販や、単なる販売を行う業者）との契約。

#### **腐敗行為のリスクを評価する際に、腐敗行為の潜在性を示す「危険信号」とは何ですか？**

「危険信号」とは、本方針違反の可能性が高いことを当社関係者に警告するような特定の行為や事実です。危険信号が存在するかどうかを判定するために、それぞれの状況をケースバイケースで評価しなければなりません。危険信号は違法行為が発生したことを意味するものではありません。むしろ、詳細な調査が必要であるという信号の役割を果たします。すべての当社関係者は、これらの信号を見落とさないようにし、懸案事項を地域の法務部または当社法務顧問に知らせてください。以下は危険信号の例です。

- 当社関係者による不正な取引行為の告発

- 政府官僚の決定に不適切な影響を及ぼし得るような、当社関係者と政府官僚との家族関係やその他の関係
- 政府官僚と関係のある第三者または政府官僚が推薦する第三者
- 政府官僚またはその代理人が特定の当事者の残留を要求したり、その残留によって取引の獲得が容易になることを示唆したりする
- 政府官僚や顧客が友人や親戚のためにインターンシップや雇用を要請する
- 関与する国は腐敗行為や贈収賄で有名である
- 第三者が現金での支払や異なる国での支払を要請する
- 送り状が適切に記録されていなかったり、送り状に普通よりも多額の金額や数量が記載されていたりする
- 第三者は過去に地域の法律違反の有罪判決または告訴を受けたことがある
- コンサルタントは、契約や決定の発表前に手数料の受領を主張する
- 指定されていないサービスやその他の疑わしいサービスに対する支払
- 提供されたサービスの価値に釣り合わない手数料やボーナス（「成功手数料」など）
- 交渉に関係した豪華な接待、贈答品、旅行の要求
- 適用法や本方針の順守に対する合意を拒否する第三者
- 「御社の業界には経験がないが、適任者を知っている」といったような第三者の主張

#### 本方針の違反に対する罰は何ですか？

腐敗行為防止法の違反により、当社のビジネス上の名誉が損なわれることに加えて、当社と当社関係者の両方は多大な刑事・民事上の処罰を受けることがあります。これらの処罰の他、本方針の違反は、戒告、停職、解雇を含む、当社による懲戒処分につながる場合があります。また、当社は、適切な所轄当局、規制当局、または法執行当局に本方針の違反を報告することもあります。

**本方針における記録保持の要件は何ですか？**

当社社員は、会計・財務報告に関する適用可能な基準、原則、法律、慣行に従わなければなりません。特に、当社関係者は、当社の帳簿書類に完全かつ正確に記載された目的以外で支払が行われていないことを徹底してください。未公開や未記録の口座をいかなる目的のためにも開設してはなりません。当社の帳簿書類に虚偽または架空の記帳をいかなる理由においてもしてはなりません。当社関係者は、経営によって義務付けられた報告・記録はすべて適時に完了し、完璧であることを徹底する必要があります。最後に、本方針の違反行為を行うために個人の資金を使用してはなりません。

**本方針の影響を受ける文書、確認書、研修にはどのようなものがありますか？**

当社は、本方針の義務を再確認するため、また、該当する場合は、本方針の更新内容を知らせるため、すべての当社関係者に定期的に通知します。本方針は当社の『行動規範』の一部であるため、すべての当社関係者は、『行動規範』と関係して提出が義務付けられている確認フォームにおいて本方針の順守を確認する義務があります。さらに、特定の当社関係者に対して、本方針の順守に対する定期的な確認や、また時として本方針の要件に関するその他の研修を義務付けることがあります。

最後に、FCPA および英国贈収賄禁止法の要件は、本方針の「補遺」で説明されています。補遺は本方針の重要な部分であり、すべての当社関係者は補遺を読み理解しなければなりません。不明な点は地域の法務部または当社法務顧問に問い合わせることができます。



## 補遺

### 1. FCPA の基本要件

#### 1.1. 条項

FCPA は、賄賂禁止条項および会計・内部統制条項の 2 つの主なセクションに分かれています。

##### 1.1.1. 賄賂禁止条項

FCPA の賄賂禁止条項は、取引の獲得・保持や不正な便宜の確保のために外国官僚に有価物を提供したり、提供申出・約束したりすることを禁じています。FCPA と本方針の両方は、これらの条項を広範囲に解釈することを義務付けています。不正行為のリスクとなり得る多くの状況がありますが、代表的な例としては、外国政府もしくは政府事業体との契約や投資の交渉、または外国企業の持分権の取得・処分を含む、外国でのビジネス活動のため政府官僚からの許可申請などの状況が挙げられます。FCPA を順守して外国官僚に支払を行うような限られた状況があります。そのような状況には、所定の行政措置を促進したり、迅速化したりするための比較的少額の支払、つまり「円滑化のための支払」が関係します。円滑化のための支払であるために、ある支払が許容されると結論付ける前に、地域の法務部または当社法務顧問に相談してください。

FCPA と本方針の両方は、外国官僚への不正な直接的支払を禁止することに加えて、不正な目的のために、金品が外国官僚に贈られることを知りながら、第三者にそれらを供与することを禁止しています。本方針の目的上、「支払」という用語には、ビジネスの獲得・保持や不正な便宜の確保のために外国官僚に有価物を提供したり、提供申出・約束したりすることが含まれます。

FCPA が課す外国官僚への支払には厳格な制限事項があるため、当社の厳格な方針により、本方針で規定されているものを除き、当社関係者が、外国官僚に有価物を提供したり、提供申出・約束したりすることは一切できません。

##### 1.1.2. 会計・内部統制条項

FCPA の会計・内部統制条項は、資産についてのあらゆる取引・処分についての合理的な詳細を記載する正確な財務記録を会社が維持することを義務付けています。FCPA の会計・内部統制条項は、すべての支払の財務記録への正確な記載と、すべての支払の正しい許可を徹底することを意図しています。したがって、FCPA は、財務記録への取引の不実の記述や記載漏れ、またそのような状況を生じ得るような財務記録の統制不備を禁止しています。すべての支払および費用について詳細で正確な記載を維持することは、同法のこの条項にとって極めて重要です。

厳密には、当社は FCPA の会計・内部統制条項の対象となりませんが、当社はこれらの基準の自主的な順守に取り組んでいます。

## 2. 英国贈収賄禁止法の基本要件

### 2.1. 条項

英国贈収賄禁止法は、以下の 4 つの個別の違法行為を禁じています。

- 関係する職務や活動を不正に執行するように仕向けたり、そのような行為に対して報酬を与えたりする意図を持って、その他あらゆる人に「金銭的またはその他の便宜」を提供申出・約束・供与すること
- 関係する職務や活動を不正に執行する意図を持って、「金銭的またはその他の便宜」を要請・受領合意・受領すること
- 事業活動において取引や便宜を獲得する意図を持って、「金銭的またはその他の便宜」を直接的または間接的に「外国公務員」に提供申出・約束・供与すること
- 商業的組織のために取引や取引上の便宜を獲得する意図を持って、「関係者」の賄賂行為の防止を懈怠すること

前述の通り、英国贈収賄禁止法で禁止されている行為は FCPA のものと類似していますが、FCPA のものよりも次の 3 点において適用範囲が広がっています。第一に、これは最も重大な点ですが、同法は、「関係者」（当社の代わりに業務を提供するあらゆる人）の贈賄防止措置を懈怠した英国に關係する企業に対し厳格責任を問う刑事犯罪を課しています。企業責任に対する唯一の抗弁は、会社が贈賄防止の「適切な手続」を設置していたことを証明できるかどうかです。第二に、同法は、所定の行政措置を促進したり、迅速化したりするために行う比較的少額な支払である「円滑化のための支払」に対する例外を含んでいません。第三に、同法は、FCPA とは異なり、公務員や政府官僚に關係しない「純粹に商業的な」贈収賄を違法としており、つまり、すべての人の贈収賄を禁止しています。

Samsonite International S.A.の取締役会にて 2013 年 9 月 19 日付けで承認済み